

派遣村のたたかいの意義と課題

2009.11.15 鴨 桃代

1 非正規雇用／派遣がおかれた“今”を可視化した「派遣村」＜脅かされる命＞

- 12月31日～1月5日日比谷公園
- 村民 505人／生保申請280人

無回答	2.5
派遣切りで仕事・住居喪失	20.6
日雇い派遣だったが仕事なくなった	16.1
派遣ではないが不況の影響で失業	19.8
以前から野宿状態	9.3
生活保護受給させてもらえない	2.5
その他	29.1
計	100

昨日、どこで寝ていたか 図②

無回答	30.2
賃貸	7.3
持ち家	1.7
寮	2.8
野宿	57.9
計	100

「派遣切り」ホットライン／472件（11月29・30日）／444件（2月28日・3月1日）

	男性	女性	不明	合計
11月	295	142	35	472
2月	244	155	45	444

相談内容（複数項目に分類）図④

分類	件数	
	11月	2月
契約中途解除（解雇）	219	99
契約更新拒絶	129	151
住居問題	72	
仕事の紹介がない	49	31
生活問題・生活保護	39	95
雇用保険	32	49
賃金・就業条件	21	58
期間制限違反	15	6
偽装請負・多重派遣	8	24
その他（嫌がらせ）	121	50(15)
合計	705	

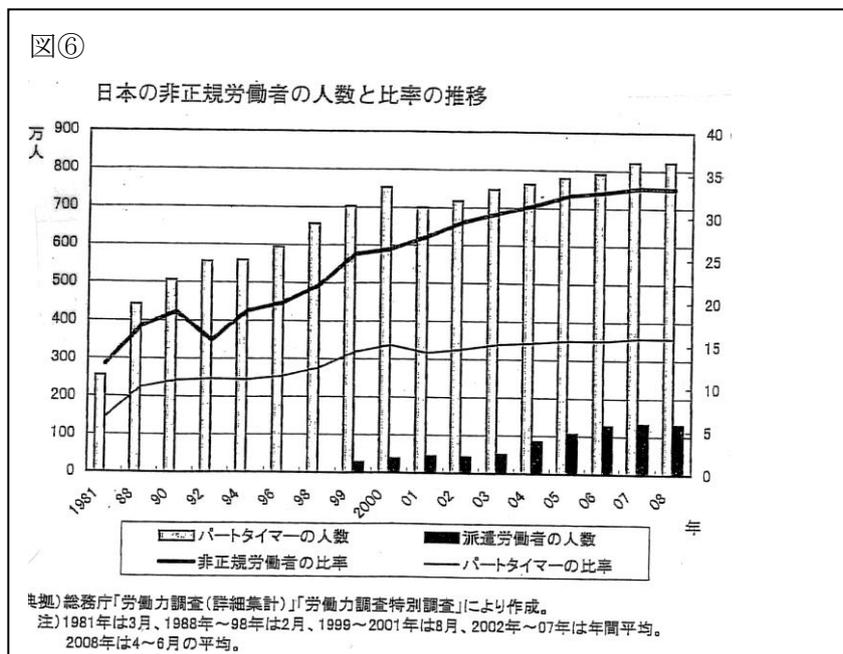
派遣	232
製造業	88
事務系	59
物流その他	85
請負（偽装請負含む）	10
契約社員	30
正社員	27
パート・アルバイト	21
嘱託・期間工	7
不明・未分類	117
合計	444

- 低賃金で蓄えがない／時給1000～1200円・月収15～17万円・手取り10～12万円
家賃4～5万円
- 企業のモラルハザード
- 労働者の孤立・孤独

② 問われる政治責任

① 労働政策による非正規雇用の急増

- 直接雇用／パート・契約社員など<低コスト・容易な雇用調整・仕事はできる>
⇒ 間接雇用／派遣<雇用責任なし>
- 全雇用労働者の 35%
女性労働者の 55.2%
若年層の非正規化
- パート 885万5千人、
派遣 160万7千人

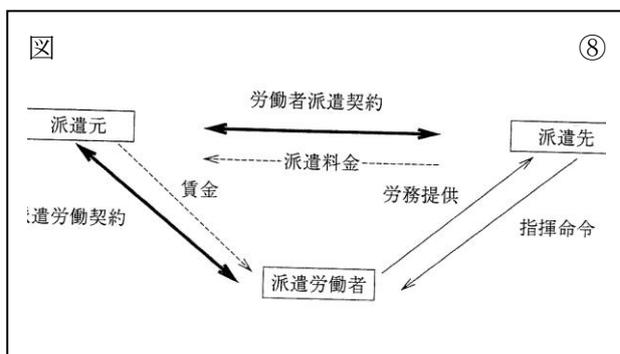


図⑦ 95年日経連「新時代の日本的経営」

		賃金	一時金・退職金	雇用期限
長期能力活用型	幹部社員	月給	あり	なし
高度専門能力活用型	専門職	年俸	なし(あり)	年契約・有期
雇用柔軟型	パート・派遣	時間給	なし	有期

② 「多様化」=雇用の劣化

- 派遣法の規制緩和<企業のニーズ><派遣先と派遣会社は商取引の関係>
- 雇用責任が問われない派遣先<切っている企業に雇用責任が問われない>
- 中間搾取できる派遣会社



図⑨ 労働者派遣事業の2007年度事業報告

	99年	07年
労働者数	90万人	384万
事業所数	9678ヶ所	5万ヶ所
売上	1兆4605億	6兆4645億

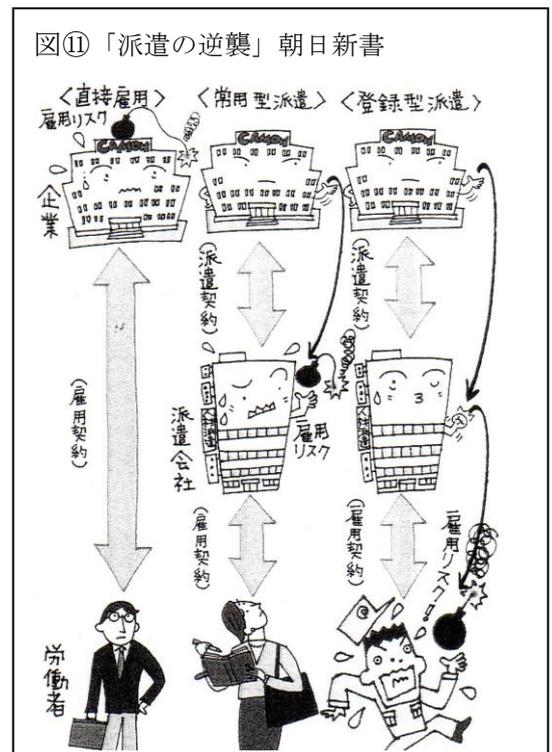
図⑩	労働法制の新設・改正
1947	労基法制定。1日8時間・週48時間
85	派遣法制定／適用13業務に限定(86年施行時に16業務に拡大)。均等法制定
87	労基法改正／1ヶ月・3ヶ月、1週間単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制
92	労基法改正、1年単位の変形労働時間制導入。時短促進法制定、年間労働時間1800時間目標に
95	総理府行政改革委員会・規制緩和委員会発足。日経連「新時代の日本的経営」発表
96	派遣法／対象業務を26業務に拡大
97	専門業務型裁量労働の対象業務を5から11に拡大。均等法改正／18歳以上の女性の残業規制撤廃
98	規制緩和委員会発足。企画業務型裁量労働制導入
99	派遣法改正／原則自由（ネガティブリスト化）
2001	内閣府経済財政諮問会議、総合規制改革会議、小泉政権発足
02	専門業務型裁量労働制の対象業務を19に拡大。
03	労基法改正／有期雇用契約の期間上限を原則3年、一部5年に。企画業務型裁量労働制の要件緩和。派遣法改正／製造業派遣解禁、派遣期間の上限を1年から3年に
07	労働契約法案、パート労働法、最低賃金法、雇用対策法などの改正案を国会に提出。ホワイト・カラー・エグゼンプションを盛り込む労基法改正は見送り
08	労働契約法施行、改正パート法施行、派遣法改正案

③究極の雇用不安定／登録型派遣

- 繁閑に応じて直接雇用を調整するリスクを回避したい企業が、そのリスクを派遣会社に負わせる
- 常用型派遣／雇用調整のリスクを派遣会社が負う
- 登録型派遣（細切れ契約）／雇用調整のリスクは労働者を直撃＝「派遣切り」
- 判例／伊予銀事件

日雇派遣＜ワーキングプアの温床＞06年

- 不安／平均就業・月14日
- 低賃金／日給6000～7000円
平均月収13万3千円／時給500円以下
- 集合時刻～解散時刻12～13時間拘束
- 「業務管理費」「データー装備費」
- 労働安全対策
- ○偽装請負・違法派遣—＜軽作業・重労働＞



④ リスクある働き方なのにセフティネット不備

- 非正規雇用を想定していない「雇用保険」
- 相談するところがない<総合相談窓口>
- 生活保護しかなかった<自立するために>
- 住まい
- 就業することの困難性／仕事がない、就業するまでの生活支援

③ 全労働者の問題に

① 正社員リストラ

ロックアウト型：退職勧奨

② 「みせかけ正社員」

- 拘束性<長時間労働、異動、配転>
- 過重ノルマ<成果主義、過重労働>
- 過労自殺、過労死

④ 問われる企業・問われる労働組合

① 労働組合は「野戦病院」

隣で働く人の実態、思いに「想像力」を

② 希望は「連帯」<ともに>

- 自己責任論、
- 足のひっぱりあい、いじめ

会社	利益剰余金	配当金	派遣・期間工切りを回避できる額
トヨタ	12兆4085億	4432億 ●トップ ●15.6億	180億
ホンダ	5兆1398億	1561億	129億
キャノン	2兆9803億	1373億	90億
日産	2兆7269億	1756億 ●1.2億	60億

(赤旗 09年3月1日号)

⑤ ディーセントワーク（尊厳ある労働）を求めて

① 均等待遇の実現<雇用の安定（直雇雇用・無期雇用）・一人で生活できる賃金>

<同一価値労働・同一賃金>モノサシの見直し<日本版均衡処遇ルール>⇒職務

「改正」パート法<職務内容+就業実態+人材活用の仕組み・運用⇒差別禁止>

職務／職務内容の難易度、労働の負荷（肉体的・精神的負担、労働環境）、業務に要求される知識・技能（資格・免許など）、責任の度合（業務に対する責任・利益に対する責任）

② 理由なき有期雇用の禁止

③ 待ったなし！派遣法抜本改正

派遣業法から派遣労働者保護法に

6月26日「3野党派遣法改正案」提出

連立政権3党合意⇒労働政策審議会開始

- 登録型派遣の原則禁止／日雇派遣の禁止、製造業派遣の禁止

- 均等待遇

- 職安法・派遣法に違反する働かせ方をした場合に派遣先との直接雇用が成立する「みなし雇用規定」の創設

④ マージン率の規制

	26業務・専門的製造業	専門以外の製造業	その他
常用	○	×	○
登録	○	×	×